

事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	急傾斜地崩壊対策事業																																						
地区名	杉長入区域																																						
事業箇所	豊田市滝脇町地内																																						
事業のあらまし	杉長入区域は、愛知県の豊田市滝脇町に位置し、災害時要援護者関連施設（24h滞在型）社会福祉法人「笑いの家」（収容人数87人）を保全対象とする急傾斜地崩壊危険区域である。当区域の地質は強風化花崗岩で、崖高が20m、勾配30°であり、その崖下には施設がせまっており、非常な危険な状態である。なお、当該施設は豊田市と防災協定を結んでおり、地域住民の避難場所になっているため、緊急的な対策工事を行い、災害防止機能の向上を図るものである。																																						
事業目標	【達成（主要）目標】 ・災害時要援護者関連施設（24h滞在型）社会福祉法人「笑いの家」（収容人数87人）を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保護する。 【副次目標】（必要に応じて記載する） ・なし																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	2.0億円		□工事費 1.78億円、□用補費 0.02億円、□その他 0.2億円																																				
事業期間	採択予定年度	平成 27 年度	着工予定年度	平成 28 年度	完成予定年度	平成 30 年度																																	
事業内容	擁壁工 L=150m																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	地山の風化等の影響により施設の災害防止機能の不足が見られ、放置すれば重大な災害につながるおそれがある。このため緊急的な改築を行い、保全対象を保護する必要がある。																																					
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 急傾斜地の崩壊から保全対象を保護する必要があるため。																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事 ・擁壁工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・法面工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4">2.0</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	工種 区分	調査・設計	←	→			用地補償		←	→		工事 ・擁壁工			←	→	・法面工			←	→	事業費（億円）		2.0			
			H27	H28	H29	H30																																	
	工種 区分	調査・設計	←	→																																			
用地補償			←	→																																			
工事 ・擁壁工				←	→																																		
・法面工				←	→																																		
事業費（億円）		2.0																																					
2) 地元の合意形成	過年度土砂災害防止法に基づく地元説明会を実施した際、緊急改築工事の要望の声が高まっていたため、合意形成は図られていると判断する。																																						
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																					
III 対応方針																																							
妥当	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																						
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																							
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【主な評価内容】 ・急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。																																							